

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

<p>(不整地運搬車に係る厚生労働大臣が定める者) 第四条の三 安衛則第五百十一条の五十六第二項において準用する安衛則第五百十一条の二十四第二項第二号の厚生労働大臣が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 七 (略)</p> <p>八 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者</p> <p>九 十 (略)</p> <p>(車両系建設機械(整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用)に係る厚生労働大臣が定める者)</p> <p>第六条 安衛則第六十九条の二第二項において準用する安衛則第五百十一条の二十四第二項第二号の厚生労働大臣が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 七 (略)</p> <p>八 建設業法施行令第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者又は二級の技術検定で建設機械施工管理について種別を定める等の件(令和三年国土交通省告示第百二号)に定める第一種から第三種までの種別に該当するものに合格した者</p> <p>九 次のいずれかに該当する者で、厚生労働省労働基準局長が定める研修を修了したもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 建設業法施行令第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定のうち、二級の技術検定で建設機械施工管理について種別を定める等の件に定める第四種から第六種までの種別に該当するものに合格した者</p>	<p>(不整地運搬車に係る厚生労働大臣が定める者) 第四条の三 安衛則第五百十一条の五十六第二項において準用する安衛則第五百十一条の二十四第二項第二号の厚生労働大臣が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 七 (略)</p> <p>八 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十七條の三に規定する建設機械施工技術検定に合格した者</p> <p>九 十 (略)</p> <p>(車両系建設機械(整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用)に係る厚生労働大臣が定める者)</p> <p>第六条 安衛則第六十九条の二第二項において準用する安衛則第五百十一条の二十四第二項第二号の厚生労働大臣が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 七 (略)</p> <p>八 建設業法施行令第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者又は二級の技術検定で昭和四十八年建設省告示第八百六十号に定める第一種から第三種までの種別に該当するものに合格した者</p> <p>九 次のいずれかに該当する者で、厚生労働省労働基準局長が定める研修を修了したもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 建設業法施行令第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定のうち、二級の技術検定で昭和四十八年建設省告示第八百六十号に定める第四種から第六種までの種別に該当するものに合格した者</p>
--	--

十 (略)

(車両系建設機械(コンクリート打設用)に係る厚生労働大臣が定める者)

第十二条 安衛則第六十九条の二第五項において準用する安衛則第五百十一条の二十四第二項第二号の厚生労働大臣が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する者で、厚生労働省労働基準局長が定める研修を修了したもの

イ ㄱ ㄷ (略)

リ 建設業法施行令第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者

二 (略)

十 (略)

(車両系建設機械(コンクリート打設用)に係る厚生労働大臣が定める者)

第十二条 安衛則第六十九条の二第五項において準用する安衛則第五百十一条の二十四第二項第二号の厚生労働大臣が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する者で、厚生労働省労働基準局長が定める研修を修了したもの

イ ㄱ ㄷ (略)

リ 建設業法施行令第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定に合格した者

二 (略)